五　有機化学工業製品製造業におけるエチレンその他石油化学系基礎製品の製造工程又は有機化学工業製品の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第五号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

六　石油精製業における石油精製工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第六号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

七　ゴム製品製造業におけるゴム製品の製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第七号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからハまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

八　板ガラス製造業における板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第八号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

九　ガラスびん製造業におけるガラスびんの製造工程に係る事業活動（主務省令第二条第二項第九号の事業活動をいう。以下この条において同じ。）　次のイからニまでに掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用

イ　次条第一項の表の一の項の第二欄に掲げる燃料の使用

ロ　次条第一項の表の三の項の第二欄に掲げるソーダ石灰ガラスの原料としての鉱物又は炭酸塩の使用

ハ　次条第一項の表の十二の項の第二欄に掲げる潤滑油等の使用

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、次条第一項の表の各項の第二欄に掲げる燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用